

## 鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金の事務手続きについて

### 1. 県へ交付申請提出 (補助事業実施の14日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

○「交付決定」通知により正式に事業着手することができます。  
\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始 (※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了 (※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。)

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 県へ実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

※県の補助金の支払い通貨は円です。

資料提出・問い合わせ先

観光交流局・観光戦略課

鳥取県鳥取市東町1-220

0857 - 26 - 7629 kankou@pref.tottori.lg.jp